

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電 話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例…………… (税務課)	1
○災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 …………… (危機対策課)	1
○北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 …………… (デジタルトランスフォーメーション推進課)	1
○北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例…………… (中小企業課)	2
○北海道森林づくり条例の一部を改正する条例…………… (水産林務部総務課)	2
○下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…… (都市環境課)	2

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第33号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例 (昭和25年北海道条例第56号) の一部を次のように改正する。
附則第9条の4第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布す

る。

令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第34号

災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和31年北海道条例第66号) の一部を次のように改正する。

第12条の6第1項第2号中「勧告され若しくは」を削る。
(北海道防災対策基本条例の一部改正)

第2条 北海道防災対策基本条例 (平成21年北海道条例第8号) の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「法令等」を「法の規定」に、「避難準備情報の発表、避難の勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置」を「避難のための立退きの準備その他の措置に関する通知若しくは警告、避難のための立退きの指示又は緊急に安全を確保するための措置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第35号

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例 (平成12年北海道条例第3号) の一部を次のように改正する。

別表3の2の項中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一

部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第36号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道個人情報保護条例の一部改正)

第1条 北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「第19条第8号」を「第19条第9号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年北海道条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第37号

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例(令和2年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第2条第16項」を「第2条第21項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道森林づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第38号

北海道森林づくり条例の一部を改正する条例

北海道森林づくり条例(平成14年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「公共建築物に」を「建築物に」に、「第8条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年10月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第39号

下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例(昭和54年北海道条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条及び第7条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

(北海道下水道事業条例の一部改正)

第2条 北海道下水道事業条例(令和2年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第25条の10第2項」を「第25条の22第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
